

香芝・王寺環境施設組合監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年11月20日

香芝・王寺環境施設組合

監査委員 池田善紀

監査委員 眞鍋亜樹

1. 監査の対象

(1) 対象

香芝・王寺環境施設組合事務局

(2) 対象事務

令和7年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査実施日

令和7年10月29日（水）

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、組合では、新ごみ処理施設の運営管理が令和6年9月1日から令和26年8月末日までの期間を民間委託（特別目的会社）となっていることから、その内容を精査したうえで、適法・適正な執行に努められたい。

【意見・要望事項】

特になし